

投資家のみなさまへ

マイナンバー

提供のお願い

法律により、証券会社とお取引をされるお客様は、マイナンバー（個人番号）・法人番号を証券会社に提供いただく必要があります。



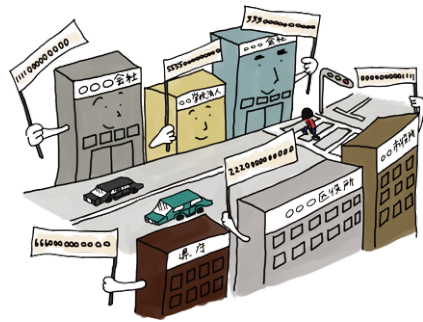
マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーとは…



マイナンバー（個人番号）は、日本に住民票を有する全ての方一人ひとりが持つ12桁の番号です。マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野で公平・公正な社会の実現や行政の効率化を実現することを目的としています。証券会社では、法律で定められた目的以外でこの番号を使用することや他人に提供することが禁じられております。また、マイナンバーの取得や保管にあたって、厳格な管理態勢を整備することが求められております。

法人番号とは…



国の機関 地方公共団体 設立登記した法人

その他の法人等
（一定の届出をした者などに限る）

企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。その他の法人等のうち法人番号をお持ちでないお客様は、法人番号を提供いただく必要はありません。

- ※ マイナンバーを提供いただく場合には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。
- ※ マイナンバー制度に関するご照会は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にお問い合わせください。デジタル庁のホームページ（<https://www.digital.go.jp/policies/posts/mynumber/>）ではマイナンバー制度の概要やお知らせを掲載しています。
- ※ マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください。不審な電話などがありましたら、証券会社又は警察にご連絡ください。

マイナンバーの提供手続きなどについてはこちらまでお問い合わせください。

日本証券業協会

デジタル庁

国税庁

よくあるご質問

Q マイナンバーはどこで把握できますか？

A マイナンバーはマイナンバーカード、個人番号通知書、マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書、通知カード※、法人番号は国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) や法人番号指定通知書で把握できます。
※通知カードは、2020年5月25日以降、新規発行や再交付は行われていません。

Q マイナンバーを証券会社に提供するときにはどのような手続きを行うのですか？

証券会社が用意する記入様式にマイナンバーを記入して提出いただくほか、本人確認書類の提示が必要になります。本人確認書類の範囲は法律で決められており、「マイナンバーカード」をお持ちでないお客様からは、複数の書類を提示いただく必要があります。証券会社では、お客様から提示された書類に基づいて、マイナンバーが正しいものであるかの確認とお客様に関する身元確認を行います。

本人確認書類の例

① マイナンバーカードをお持ちのお客様	② マイナンバーカードをお持ちでないお客様
マイナンバーカード	マイナンバー記載の住民票の写し 住民票の記載事項証明書（又は通知カード※） + 運転免許証等

※「マイナンバーカード」は、市区町村に申請することにより交付を受けることができます。
※通知カードは2020年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
※マイナンバーの提供手続きの内容は、証券会社によって異なることがあります。

Q 証券会社はマイナンバーを何に使用するのですか？

証券会社では、法律に基づく以下の義務に対応するためにマイナンバーを使用いたします。

A **証券取引に関する口座開設の申請・届出** **証券取引に関する法定書類の作成・提出**

なお、法律で定められた目的以外で、マイナンバーを使用することや他人に提供することは禁じられております。

Q 証券会社ではマイナンバーをどのように管理するのですか？

A 証券会社では、マイナンバーについて厳格な管理態勢を整備することが求められています。例えば、マイナンバーの取扱担当者以外がお客様のマイナンバーを取り扱うことはいたしません。また、マイナンバーのデータを管理する場所の入退室管理やシステムへのアクセス制御等も行います。

マイナンバー制度の内容について詳しくはこちらまで

ホームページ
<https://www.digital.go.jp/policies/posts/mynumber>

マイナンバー デジタル庁

検索

政府広報オンライン
<https://www.gov-online.go.jp>

政府広報

検索

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

(無料) ※お掛け間違いのないようご注意ください。

日本証券業協会

デジタル庁

国税庁

※本リーフレットは2022年1月現在の情報をもとに作成しています。